

## 破産同時廃止申立てチェックリスト

### 【チェックリストの利用方法について】

このチェックリストは、破産同時廃止を申し立てる予定の代理人が、申立書等の作成に当たり、これを使用して債務者と打ち合わせをし、各項目をチェック（確認・調査・検討）することにより、申立代理人が申立書等を正確に作成する便宜を図るためのものです。正確なチェック及び申立書等の作成は、同時に、早期面接方式による迅速な審査・開始決定にも役立つこととなります。

各チェック項目は、申立書等を作成する際に、申立代理人として最低限チェックしていただきたい事項を列挙したものですので、**申立書等の完成時には、必要な項目のすべてにチェックがされているようお願いいたします。**もっとも、チェック項目にない事項でも、事案に応じて必要と思われるものは、申立代理人において確認・調査・検討していただく必要があります。

### 破産手続開始・免責許可申立書の記載

破産手続開始・免責許可申立書の作成に当たり、誤解等が生じる事項をチェック項目として列挙しましたので、必ず確認するようにしてください。

- 以下の点を確認して、当事者の表示を記載した。
  - 旧姓で借入れをしたことがないか
  - ある場合、旧姓を所定の欄に記載したか

### 債権者一覧表の記載

債権者一覧表は、現在の債務者の負債額等を知るための基本的な資料です。各項目の内容に従って慎重にチェック（確認・調査・検討）してください。「債権者一覧表作成の注意ポイント」も参照してください。

#### 1 「債権者名」・「郵便番号」・「債権者住所（送達場所）」欄

- 以下の点を確認して「債権者名」・「郵便番号」・「債権者住所（送達場所）」を記載した。
  - 借入日の古いものから順に記載されているか
  - 勤務先からの借入れ（給与明細等に記載がある場合あり）、家賃の滞納分、親族からの借入れ、保証債務等を失念していないか
  - 申立費用を借入れで調達していないか

#### 2 「借入時期」欄、「現在の残高（元利合計）」欄

- 以下の点を確認して「借入時期」欄、「現在の残高（元利合計）」欄を記載した。
  - 債権調査票等の記載と一致しているか
  - 借入れを継続的に行ってきた債権者はないか（あるときは、最初と最後の取引年月日（購入日や借入日。最後の返済日のことではありません。）を記載してください。）
  - 債権調査票等から正確な年月日や金額が判明しない場合、申立人からの聴取に基づいて、各欄を漏れなく記載したか（この場合、おおよその年月日、金額でも構いません。）

#### 3 「原因」欄、「使途」欄

例えば、「原因」欄に「A」（現金の借入れ）、「使途」欄に「生活費」又は「返済」と記載されていても、実際には、ギャンブルや高額商品の購入によって生活費や返済資金が不足したために借入れをしたということが判明する例が少なくありません（この場合、「原因」を「A」として「使途」を「ギャンブル」とする、又は「原因」を「B」として「使途」を「〇〇購入」としてください。）。使途の記載は資産や免責不許可事由の有無を判断する上で大変重要ですので、このようなことのないよう、正確に「原因」欄、「使途」欄を記載してください。

- 以下の点を確認して「原因」欄、「使途」欄を記載した。

- 債権調査票に「立替金」の記載はないか（記載があるときは、通常「物品購入」であることが多いので注意してください。）
- 契約書やカード利用明細書等の債権資料から「物品購入」がうかがわれないか（例えば、「オートローン」、「電化製品のローン」等の記載）
- カード利用明細書等から「飲酒」、「飲食」、「遊興」等がうかがわれないか（例えば、キャバクラやエステティックサロンの利用代金の記載）
- 債権調査票に「保証」の記載はないか

## 財産目録の記載

財産目録は、債務者の財産状態や破産財団を構成すべき財産の有無を判断するための重要な資料です。各チェック項目は、各財産の存在をうかがわせる事情や財産を確認するために必要な調査方法でありながら、見落とされたり、疎かにされていることが少なくないものですから、忘れずにチェックしてください。

### 1 現金

- 現金の有無につき、以下の項目を検討し、「財産目録」に記載した。
  - 預貯金の通帳に、申立前6か月以内に、一度に50万円以上を引き出している記載がないか（合算処理されている部分については取引明細を入手して確認する必要あり）
  - 申立前6か月以内に一度に50万円以上の現金を受領していないか（預貯金・保険の解約、退職金・解雇予告手当の受給など。この場合には、用途を十分に確認してください。）

### 2 預貯金

- 預貯金の有無につき、以下の項目を検討し、「財産目録」に記載した。
  - 「家計全体の状況」に20万円以上の金額の余剰（総収入額と総支出額の差額）がないか
  - 給与の受取りや公共料金の支払いのための口座がないか（給与明細に「銀行振込」の記載がある場合あり）
  - 普通預金通帳に定期預金への積立ての記載がないか
  - 普通預金の残高がマイナスになっていないか（担保になっている定期預金等がある場合あり）
  - 他人名義（子など）で貯蓄している口座はないか
  - 「預金通帳についてのご協力をお願い」を確認した。

### 3 退職金

- 退職金の有無につき、以下の項目を検討し、「財産目録」に記載した。
  - 5年以上の勤務歴はないか
  - 退職金見込額の証明書の提出を勤務先に求めたか
  - 上記証明書の収集が困難である場合、就業規則・退職金規程を収集し、その内容を確認したか
  - 上記いずれの証明書も収集できなかった場合、退職金支給にかかる、勤務先の従来からの実情を、勤務先や債務者等に確認したか

### 4 貸付金・売掛金等

- 貸付金・売掛金の有無につき、以下の項目を検討し、「財産目録」に記載した。
  - 回収の可能・不能の別、その理由ははっきりしているか
  - 会社に対し事業資金を貸し付けていないか（会社代表者、その親族、従業員等の場合は特に注意）
  - 債権者一覧表の用途欄または破産手続開始の原因となる事実が生ずるに至った事情欄に「〇〇へ貸付」「△△へ渡す」等の記載はないか
  - 保証債務を履行していないか（しているときは、求償金の回収可能性について調査して

ください。)

## 5 積立金等

- 積立金等の有無につき、以下の項目を検討し、「財産目録」に記載した。
  - 給与明細書に「社内積立」、「財形貯蓄」等の記載はないか
  - 預貯金の通帳に積立金の引き落としの記載はないか（互助会等の積立てが判明する場合があります）

## 6 保険

- 保険の有無につき、以下の項目を検討し、「財産目録」に記載した。
  - 預貯金の通帳に保険料の引き落としの記載はないか
  - 通帳記載の引き落としの金額・口数と生命保険証書・保険返戻金証明書等の金額・口数が一致しているか
  - 確定申告書の控え、（非）課税証明書、源泉徴収票または給与明細書に「生命保険料控除」の記載はないか
  - 保険証書の解約返戻金（共済組合保険の場合は出資金の返還金）に関する定めを確認したか
  - 保険証書から返戻金のないことが明らかでない、保険会社から貸付けを受けているなどの場合、保険会社から解約返戻金の有無・金額等に関する証明書の交付等を受けたか

## 7 有価証券

- 有価証券の有無につき、以下の項目を検討し、「財産目録」に記載した。
  - 株取引、先物取引をしていなかったか
  - 給与明細書に「社員持株会」の控除の記載はないか
  - ゴルフ会員権を持っていないか

## 8 自動車・バイク等

- 自動車・バイク等の有無につき、以下の項目を検討し、「財産目録」に記載した。
  - 債権者一覧表に「自動車の購入」の記載はないか
  - 「家計全体の状況」に「駐車場代」や「ガソリン代」の支出の記載はないか
  - 預貯金の通帳に自動車の損害保険料や日本自動車連盟（J A F）の会費の引き落としの記載はないか
  - 車検証または登録事項証明書を確認したか（初年度登録から6年以内の場合は、査定書を収集してください。）

## 9 不動産

- 不動産の有無につき、以下の項目を検討し、「財産目録」に記載した。
  - 債権者一覧表に「住宅ローン」の記載はないか

## 10 賃料収入

- 賃料収入の有無につき、以下の項目を検討し、「財産目録」に記載した。
  - 住居所以外に不動産を所有していないか

## 11 その他、購入価格が20万円以上のもの

- その他の財産の有無につき、以下の項目を検討し、「財産目録」に記載した。
  - 債権者一覧表に動産の購入の記載はないか
  - 家財保険や動産保険に加入していないか

## 12 相続財産

- 相続財産の有無につき、以下の項目を検討し、「財産目録」に記載した。
  - 過去に相続した事実が認められる場合、遺産分割協議書等を確認したか

## 13 過去2年間に処分した財産で20万円以上の価値のあるもの

- 過去2年間に処分した財産の有無につき、以下の項目を検討し、「財産目録」に記載した。
  - 預貯金の通帳に保険の解約、退職金受給、その他の資産処分をうかがわせる記載がないか

- 直近に住所を移転していないか（不動産を処分している場合あり）
- 14 売掛金、事業設備、在庫品、什器備品、事業保証金等**
- 売掛金、事業設備、在庫品、什器備品、事業保証金等の有無につき、以下の項目を検討し、「財産目録」に記載した。
- 直近の決算報告書添付の貸借対照表を確認したか
- 15 その他、破産管財人の調査によっては回収が可能となる財産**
- 破産管財人の調査によっては回収が可能となる財産の有無につき、以下の項目を検討し、「財産目録」に記載した。
- 最近離婚していないか
- 財産分与や慰謝料の支払いをしていないか
- 離婚した配偶者に名義変更がなされている不動産・保険はないか
- 贈与はされていないか
- 子供のために学費や婚姻費用を負担していないか
- 所有不動産や保険の名義が親族等に移転されていないか
- 預貯金の通帳または「家計全体の状況」に偏ば弁済をうかがわせる記載はないか
- 債権調査票の「最後の返済」等の記載から、一部債権者のみに支払っている事実が認められないか
- 申立直前に不自然な（根）抵当権や所有権移転仮登記、賃借権の設定登記がされていないか

### 報告書の記載

報告書は、破産原因の有無、免責の許否等を判断するための基本的な資料ですから、申立代理人において、各チェック項目を参考にしながら、債務者の申述内容を批判的にご検討いただくように、お願いします。

#### 1 破産手続開始の原因となる事実が生ずるに至った経緯

- 破産手続開始の原因となる事実が生ずるに至った経緯につき、以下の項目を検討の上、別紙に記載した。
- 多額の借金をした理由について、職歴の平均収入に照らせば生活をまかなえるはずであるのに、安易に生活費の不足と記載していないか（特に、両親と同居している独身者の場合、「生活費」というだけでは何に使ったか疑問が残ります。）
- 支払不能になった時期が明確になっているか（申立代理人において、申立てに至る経緯等を踏まえて、支払不能時期を特定してください。）
- 具体的事情について、過去から破産申立てに至るまで、時系列に従って、年月を特定して、分かりやすく（生活費不足、事業の経営破綻等の具体的理由が分かるように）記載されているか
- 債務者から聴取した内容と他の欄に記載した内容とにくいちがいがいないか

#### 2 免責不許可事由

免責不許可事由の有無については、債権者一覧表や「破産手続開始の原因となる事実が生ずるに至った経緯」の記載内容と明らかに矛盾しているにもかかわらず、単に「無」と選択して申し立てられる場合が少なくありません。慎重な調査をお願いします。

##### (1) 換金行為（法 252 条 1 項 2 号）

- 換金行為等につき、以下の項目を検討の上、「報告書」に記載した。
- カードの利用明細に高額な新幹線チケットや高速券の購入の記載はないか

##### (2) 偏ば弁済等（法 252 条 1 項 3 号）

- 偏ば弁済等につき、以下の項目を検討の上、「報告書」に記載した。
- 「家計全体の状況」に、知人や親族等への非本旨弁済の記載がないか

- 申立直前に不自然な（根）抵当権や所有権移転仮登記の設定登記がされていないか
- (3) **浪費・賭博・射幸行為等**（法 252 条 1 項 4 号）  
 当時の資産・収入に見合わない過大な支出又は賭博その他の射幸行為をしたか否かにつき調査してください。なお、本欄は、金額や回数が多寡を問わず（評価を加えずに）記載するようお願いします。
- 浪費等につき、以下の項目を検討の上、「報告書」に記載した。
- 債権者一覧表の「使途」欄に「商品購入」、「飲食・交際・遊興費」とあって、50万円以上のものはないか
  - 「家計全体の状況」に不相当に高額な支出の記載はないか
  - ギャンブルに関する債務者の申述内容に不合理な点は認められないか（預貯金の通帳に宝くじや競馬（NCK名義）のための引き落としの記載がある場合あり）
  - 短期間に債務が急増していないか
- (4) **詐術取引**（法 252 条 1 項 5 号）
- 詐術取引につき、以下の項目を検討の上、「報告書」に記載した。
- 債権者一覧表の「借入時期」の新しいもの（破産申立てから1年以内）で、支払不能後のものはないか

#### 家計全体の状況の記載

- 以下の点を確認の上、「家計全体の状況」を作成した。
- 同一世帯分がまとめて記載されているか
  - 申立ての前月又は前々月の1か月分が記載されているか
  - 駐車場代、ガソリン代の支出がある場合に、自動車の名義人の名前が記載されているか
  - 支出欄の交際費、娯楽費についてその内容が具体的に記載されているか

(記載例)

〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇円
〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇円
〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇円

- 支出欄の返済について、申立人本人分と同居者の分を分けて記載しているか
- 収入と支出の各合計額が同じ金額になるように、「翌月への繰越」欄を記載しているか

#### ライフラインの支払方法の記載

- 以下の点を確認の上、「ライフラインの支払方法」を作成した。
- 同一家計内からの支出についてはもれなく支払有りにチェックが入っているか
  - 申立人名義の口座から引き落としの場合、通帳写しの添付資料番号の記載漏れがないか
  - 通帳写しの添付し忘れないか
  - 口座引落以外による支払いの場合、その支払方法を確認したか

#### 添付資料等

- 「個人破産・免責申立てに当たって用意していただく添付資料等」を確認した。

以上